

## 平成30年度第6回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年11月21日（水）午前9時30分～午前10時50分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） A会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員（農業委員24名中21名：推進委員6名）  
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、  
賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、恒富 竹司、徳田 文雄、  
中川 恵美子、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、  
安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、山見 智盟、  
吉富 崇子  
  
推進委員  
岡本 公一、徳本 優、中川 晴吉、田中 耕二、徳田 敦之、  
中山 隆之  
  
(2) 欠席委員（3名）  
片山 潤之、田戸 洋志、中谷 敏明  
  
(3) 事務局  
末貞局長・山根参事・岩本副主幹・開地  
  
(4) 会議傍聴人  
なし
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名  
  
(2) 議案審議  
  
(3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより平成30年度第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席21名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

賀屋 忠之委員及び河村 吉人委員をお願いいたします。

これより、座って進行させていただきます。

それでは、農地法第3条にかかる申請についての審議を始めます。

農地法に係る第1号議案から第21号議案まで、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから西へ1.1kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は市内に居住する農業兼会社員です。

自宅近くの利便性のある申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、34アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ2.9kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する会社役員です。

譲渡人の申し出に応じ、申請地を取得し栗園として管理するものです。

なお、議案第4号の農地法第3条の許可申請が同時に提出され、取得後の経営規模は合わせて48アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ850mに位置する、公共投資の

対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応じ、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、78アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、吉敷赤田二丁目及び吉敷赤田三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ870から900mに位置する都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内と説明させていただきます。

申請人は市内に居住する会社役員です。

離農していたが、耕作をやめ荒廃している申請地を取得し、農業経営の再開を図るものです。

なお、議案第2号の農地法第3条の許可申請が同時に提出され、取得後の経営規模は合わせて48アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.6kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

相続財産管理人の申立てにより、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は59アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.6kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

相続財産管理人の申立てにより、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は197アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.6kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

相続財産管理人の申立てにより、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は144アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.7kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

相続財産管理人の申立てにより、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は169アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.8kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

相続財産管理人の申立てにより、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は167アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.8kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

相続財産管理人の申立てにより、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は189アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北へ1.7kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

相続財産管理人の申立てにより、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は91アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北西へ360mに位置する公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は防府市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は86アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第13号から議案第20号、嘉川は関連があるので一緒に説明いたします。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ1.2kmに位置する、農用地区域内の農地、及び集団的に存在する第1種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は623アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第21号、阿東地福上です。

申請地は、JR地福駅から南へ100mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は90アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長	次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
阿東地区委員	問題ありません。
議長	事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 議案第1号から議案第21号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。  それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。
A委員	2ページと3ページ、2号議案と4号議案。これは、譲受人の耕作面積が現在ないものが、別段面積の適用によって、4反8畝取得されるということですが、これは何を作られるのかお聞きしたい。
B委員	渡し人が、現在栗の栽培をされています。竹林になっていたのですが、今は、整備されており、栗畑として今後も管理するとのこと。
事務局	4号議案の方ですが、これば事務局から営農計画を説明したいと思ひます。地目は田ですが、普通畑ということで、野菜等それと柑橘を植えたいということで申請は出ております。
議長	A委員さんいいですか。

A委員

今まで営農されていない人が、農地が荒れておるからといっても農地を3条で取得されるわけですね。そうすると、本当に営農の意思があって取得されるということが問題になると思うので、今質問したわけですが、その後、本当に営農をされるのかということで、私の地区でも以前そういったことがありまして、その場合は、取得面積が少なかったので、利用権設定と合わせて取得をされたということがありました。本人にかなり厳しく追求して、本当に営農するために取得したのか確認して、本人から本当にやりたいんだと聞いて、現在、その土地は稲を作っておられます。コンバインとかは人に頼んでいます。農業委員の責任においてもこういう案件が出た時は責任を持って、後をきちんと見届けるということが大事ではないか。私の考えは以上です。

B委員

この2号議案ですけど、●●さんと●●さんは兄弟です。昔から●●さんの畑が荒れていた。それで、定年後に●●さんが管理をされていて、完全に畑、栗栽培をやられておる。だから小鯖に関しては大丈夫と思います。

A委員

まあ、そういう風に質問がでそうなことがあれば、事前に説明をいただきたいと思います。

議長

今、B委員さんから説明がありましたけど、兄弟ということで管理もされているということです。吉敷地区については、野菜を作るという営農計画が出ているとのことで、また、地区の担当委員さんには何かの時にはのぞいてみてください。

外にはありませんか。

それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第3条に係る審議について、一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

事務局

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条にかかる申請については、全て「許可」といたします。

議長

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。  
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは12ページをご覧ください。  
合わせて、参考位置図10ページをお開きください。

議案第22号、吉敷中東二丁目です。  
この申請につきましては一体利用地に係る農地転用として議案第39号の農地法第5条申請が同時に提出されていますので、後ほど議案第39号と合わせて説明し、同時に採決とさせていただきます。

議案第23号、幸町です。  
申請地は、JR湯田温泉駅から西へ750mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。  
申請人は、市内に居住する無職の者です。  
自己所有地に子供の家族が居住するための自己用住宅を建設するものです。

議案第24号、朝田です。  
申請地は、大歳地域交流センターから南西へ310mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。  
申請人は、市内に居住する無職の者です。  
申請地周辺は住環境に恵まれ、集合住宅の要望が多いため、共同住宅を建設するものです。  
なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。  
以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第25号、秋穂東です。  
申請地は、大海総合センターから北へ500mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。  
申請人は、市内に居住する会社員です。  
アパート住民及び、貸事務所の駐車場が不足するため整備するものです。  
なお、申請地は、平成26年8月頃に農地法の許可を得ることなく、アパート兼貸事務所の敷地の一部とされたものですが、川東地区協議会で追認申



事務局

請を認められ、申請人からは、今後は、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第26号、小郡下郷です。

申請地は、小郡総合支所から東へ270mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市中区内に居住する会社役員です。

周辺の貸駐車場が飽和状態で需要が見込めることから、近隣の不動産業者から要望があり貸駐車場とするものです。

議案第27号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から南西へ990mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する団体職員です。

自宅が老朽化し継続利用が困難となったため、現在の自宅を倉庫とし、隣接する申請地に自己用住宅を建設するものです。

以上の農地法第4条の議案第23号から議案第27号につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議長

議案第23号から議案第27号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

**【意見なし】**

議長

それでは、以上で農地法第4条の議案第23号から議案第27号に係る議案審議を終わります。只今審議しました農地法第4条に係る審議について、採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

それでは、農地法第4条の議案第22号及び、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条の議案第22号及び、農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、16ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図16ページをお開きください。

議案第28号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ250mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し農業を営む者です。

農業用倉庫の敷地が手狭なため申請地を取得し敷地を拡張するものです。

議案第29号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ300mに位置する、公共施設

設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、福岡県福岡市博多区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図り、一部は貸駐車場として整備するものです。

なお、一部を貸駐車場として整備することについて、農地法第5条第2項第3号の一般基準において、計画の実現性に問題があるため指摘をしたところ事業計画を修正して、再度提出する旨の連絡を受けておりますので、この事案については審議保留とします。

議案第30号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南へ730mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は山口インターチェンジに近く交通の利便性が良く需要が見込めるため、店舗用地として造成するものです。また、この開発事業に伴う貸資材置場等を整備するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第31号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南へ900mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

隣接地での開発事業に伴い工事用仮設道路として一時的に借り受けるものです。

また一時転用ですので、申請人からは平成31年9月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第32号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南へ2.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市東区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第33号、大内矢田北三丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ280mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、閑静な住宅街で近隣の開発地の売れ行きも好調で需要が見込めることから、宅地分譲するものです。

議案第34号、桜島六丁目です。

申請地は、宮野地域交流センターから西へ960mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は近年宅地化が進み、住環境が良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第35号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南へ900mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

自己が経営する建設会社の作業所が、経営規模拡大のため手狭になったため、現場の多く利便性の良い申請地に作業所を建設し貸し付けるものです。

議案第36号、元町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北へ1.3kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境が良く、宅地を求める要望が多く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第37号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県北九州市八幡西区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

また、申請地は、平成30年8月頃に農地法の許可を得ることなく排水路が設置されていますが、中央地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第38号、吉敷赤田五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地の隣接地に事務所を置く土木工事業を営む借主からの要望を受け、申請地を取得し貸資材置場として整備し貸し付けるものです。

議案第39号につきましては、関連して農地法第4条申請として議案第22号が同時に提出されていますので、まず議案第22号について説明させていただきます。

議案第22号、議案第39号、吉敷中東二丁目です。

議案第22号は12ページを、議案第39号は23ページをご覧ください。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ820mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、鹿児島県鹿児島市内に居住する無職の者です。

遠方に住んでおり管理ができないため、兄が所有する申請地を借り受け、自己所有地と合わせ共同住宅を建設し、賃貸経営を行うものです。

議案第40号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、石油販売業を営む法人です。

申請地は、建設が予定されているスマートインターチェンジに近く、交通の便が良いため、ガソリンスタンドを建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第41号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ500mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、通学、買い物等の居住環境に恵まれ、需要が見

込めることから建売住宅を建設するものです。

議案第42号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、水道工事業を営む者です。

事業拡大に伴い、現在借りている資材置場が手狭となったため、現在の資材置場に近接する申請地に、新たに資材置場を設置するものです。

議案第43号、今井町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北西へ110mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に居住し、不動産業を営む者です。

申請地を取得し、自己が経営する賃貸物件の募集看板を設置するものです。

議案第44号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南西へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は、国道に面しており店舗用地として需要が見込めるため、造成し分譲を行うものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第45号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北へ920mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、防府市内に居住する公務員です。

借家住まい解消のため、申請地を借り受け、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第46号、鑄銭司です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから北へ500mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、土木建築業を営む法人です。  
ハウスメーカーからの発注工事が増加し、資材置場が必要になったため整備するものです。

議案第47号、鑄銭司です。

申請地は、JR四辻駅から北へ200mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です

申請人は、市内に居住する公務員です。

子供の成長に伴い、アパートでは手狭になったため、自己用住宅を建設するものです。

議案第48号、鑄銭司です。

申請地は、JR四辻駅から北へ220mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です

申請人は、市内に居住する公務員です。

現在アパート住まいで、子供の成長に伴い手狭になったため、自己用住宅を建設するものです。

議案第49号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から西へ760mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第50号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北東へ540mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、防府市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地は商業施設に近く、住環境も良く、賃貸住宅のニーズが高まっており、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第51号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ700mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県豊前市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。  
日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第52号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。  
日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第53号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ730mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

自宅が手狭で、子や孫の物を置く場所がなく、また進入路が狭隘で車での進入が困難なため、自宅よりも1m高い申請地を取得し倉庫等を設置するものです。

議案第54号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南西へ130mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、医療法人です。

既存の駐車場では台数が不足しており、隣接する申請地を駐車場として整備するものです。

以上の農地法第4条の議案第22号にかかる議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものとさせていただきます。

また、農地法第5条の議案第28号及び議案第30号から議案第54号につきましても議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、



事務局	及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無い ため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしく お願いいたします。
議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	北部地区29号について、地図は17ページになります。地図では、半分 を駐車場にする計画なんですけど、ここの計画は、太陽光と駐車場で、駐車 場に20台ぐらい置く予定で、車を九州から持ってくるのか、水路とか赤線 の問題とかで、地区の住民の方からの多数の反対意見もありまして、現時 点では資料不足のため問題がありますので、この件につきましては保留とし ました。 30号については、追加の図面が出たんですが、18ページの所が追加に なりました。場所は、●●●●の近く、国道の方からは入れないので、地 図を先ほど、別紙で付けていただきました。●●●●の方から入るとい うことで、ここで、造成のみなんですけど、アウトドアの店が予定されて おります。それが32号までです。33号は問題ありませんでした。29号 のみ審議保留としております。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
議長	只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりました ので、議案審議に入ります。 農地法第4条の議案第22号及び農地法5条の議案第28号、議案第30 号から議案第54号に係る議案は、先ほど関係座長さんから報告があり ましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協 議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。  それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質 問はありませんか。

北部地区委員	議案第29号について、仁保のC委員さん何か意見があればお願いします。
C委員	いい判断だと思います。やはり奥に残った仁保川の方にある3つの田んぼ、これの水路の関係もありますし、ここに駐車場をと言われましても、どういう風に使うのか、計画もはっきりしませんし、やはり明らかにしていただいた方がいいと思います。
D委員	20ページの議案第35号、宮野の案件です。貸作業所ということですが、自社の作業所が狭くなって、貸し付けるというのはどういうことなのか教えていただきたい。
事務局	事務局の方から回答したいと思います。20ページの議案第35号宮野地区の案件です。これは、譲受人の●●さんの方が、自身が経営している会社で、作業場として使うということでございます。一旦、●●さん個人で農転をかけて、事業が完了した後は、●●さん個人から自分の会社の方へ貸し付けるという形での貸付という表現です。
D委員	わかりました。
議長	外にはありませんか。
E委員	議案第37号は、8月に排水路を作るということは、事前に着工されたということで始末書が出るわけですか。
事務局	事務局の方から回答します。ご指摘のとおり、この太陽光の計画そのものが、この時点であって、それに向けての排水路をそこに設置したとのことで、それを委員さんが見つけて、無断転用が発覚したということです。事前着工での経緯書と始末書を添付ということになっています。
議長	よろしいですか。
E委員	はい。
議長	外にはありませんか。

議長

それでは、以上で農地法第4条の議案第22号及び農地法第5条の議案第28号、議案第30号から議案第54号に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条及び農地法第5条に係る審議について、一括で採決を行います。農地法第4条及び農地法第5条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条及び農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、33ページをご覧ください。  
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第55号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、  
合計365筆335,238.16㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると報告を受けております。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

**【意見なし】**

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長 挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、34ページをご覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第56号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計314筆、255,374.51㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると報告を受けております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

**【意見なし】**

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、35ページをご覧ください。

議案第57号、農用地区域の変更について説明いたします。先月の総会で、除外申請が6件、646㎡でご審議いただいておりますが、そのうちの1件、

事務局 阿知須地区で面積の変更がございます。登記面積688㎡のうち変更前345㎡、変更後392.88㎡と47.88㎡増えます。このことから先月ご審議いただいたものが6件、693.88㎡となります。  
御審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か御意見等があればお願ひします。

議長 【なし】

議長 特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第57号の農用地区域の変更について、採決を行います。  
決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、議案第57号農用地区域の変更については、意見はないものとして決定し、山口市に回答します。

議長 次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願ひします

事務局 それでは、36ページをご覧ください。  
合わせて、参考位置図41ページをお開きください。

議長 議案第58号、維新公園五丁目です。  
登記地目が畑の土地2筆、174㎡については、昭和52年に庭として造成され、隣接地とともに宅地として一体利用され現在に至るものです。  
昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議長 議案第59号、平井です。  
登記地目が田の土地1筆、3.29㎡については、平成3年から隣接地と共に駐車場として利用され、現在に至るものです。  
昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

事務局

議案第60号、陶です。

登記地目が田の土地3筆、852㎡については、平成3年1月頃から駐車場として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第61号、嘉川です。

登記地目が畑の土地2筆、650㎡については、昭和51年2月に前所有者が死亡し、以降耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第62号、阿東生雲東分です。

登記地目が田の土地4筆、1,588㎡と畑の土地1筆102㎡、合計1,690㎡については、平成9年に道の駅「長門峡」を建設し宅地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。ただ今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

E委員

現況証明について、議案第58号から第61号までは、小さい軽微なものなのですが、第62号の道の駅というのは、何か理由があって転用申請がないのですか。

事務局

端的に申し上げますと、無断転用です。行政がやるからといって、何でも転用申請がいらぬということではありません。ものによっては、事前協議があったり、申請が必要ないといったもの、申請が必要なものがあります。

市町村レベルで許可がいらぬというのは、道路とか出張所等の行政施設とか、それ以外であれば、教育施設でも事前協議が必要であったり、転用申請が必要な場合があるのですが、この案件については、申請を怠っていたということで、たまたま20年以上を経過しているので、現況証明のルールに則って申請されたという状況でございます。

E 委員

分かりました。

議長

外にはありませんか。

それでは、特に意見がないようですので議案第58号から議案第62号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（多数）】**

議長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。10月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

**【意見なし】**

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、平成30年度第6回山口市農業委員会総会議事録である。

平成30年11月21日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 賀屋 忠之

署名委員 河村 吉人

記 録 者 開地 剛